

## 宇土市工事等競争入札有資格業者の指名停止について

### 1 指名停止を受けた業者

熊本県宇土市住吉町 2 0 2 9

牧本技建工業 株式会社

代表取締役 牧本 均

### 2 指名停止措置の期間

令和 4 年 8 月 4 日から

令和 4 年 9 月 2 日まで 1 月間

### 3 事実行為

(1) 上記業者は、令和 2 年 1 2 月 2 1 日、美里町発注の公共工事を施工するに当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより、工事関係者に負傷者（1 名）を生じさせた。

(2) 上記事故により、負傷者が 4 日以上休業することになったにもかかわらず、労働者死傷病報告を遅滞なく熊本労働基準監督署長に提出しなかった。

これらのことにより、同社及び同社代表取締役は、労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金 4 0 万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

### 4 指名停止措置の理由

上記業者の行為が、宇土市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の別表第 2 第 8 項「不正又は不誠実な行為」に該当するため指名停止措置を行うもの。

#### 別表第 2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 8 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定により罰金刑を宣告され、市工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内

#### 【問合せ先】

宇土市総務部財政課契約管財係

電話：0964-22-1111（内線 217・218）